

大阪府中央卸売市場活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 大阪府中央卸売市場（以下「市場」という。）の活性化及び競争力の強化を図るため、大阪府、市場、市場関係事業者、その他食料品の流通に知識経験を有する者による協議、検討の場として、大阪府中央卸売市場活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市場の活性化及び競争力強化に関すること
- (2) 市場と加工食品卸売団地の連携に関すること
- (3) 指定管理者に関すること
- (4) 市場の規制のあり方に関すること

(委員)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる組織の代表者及び学識経験者とする。

(議長)

第4条 協議会に議長を置き、協議会委員の互選により選任する。

- 2 議長は、協議会の議事を運営する。

(協議会)

第5条 協議会は、大阪府中央卸売市場長（以下「場長」という。）が召集する。

- 2 協議会は原則として公開で行う。

(事務局)

第6条 協議会の事務局を中央卸売市場に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、場長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

大阪府中央卸売市場管理センター株式会社
大阪北部中央青果株式会社
大果大阪青果株式会社北部支社
株式会社うおいち北部支社
株式会社大水北部支社
大阪府青果卸売協同組合
大阪府水産物卸協同組合
株式会社北部冷蔵サービスセンター
大阪府流通対策室
大阪府中央卸売市場